



みんなでつくる瀬戸内市の
こどもひろば基本計画

令和 2 年 3 月

瀬戸内市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の対象	3
3 計画の性格	3
(1)計画の位置づけ	3
(2)計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
(1)瀬戸内市こどもひろば推進協議会での検討	4
(2)行政機関内部の体制	4
(3)遊び場等に関する既存調査結果等の活用	4
(4)パブリックコメントの実施	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口や世帯等の状況	6
2 子どもの遊び環境	6
3 これまでの「こどもひろば」(子育て広場)の取組	9
(1)「瀬戸内市民がつくる日本一の子育て広場づくりプロジェクト」	9
(2)「こどもひろば」(子育て広場)の定期開催	11
(3)子育て広場応援隊養成	13
(4)「こどもひろば」(子育て広場)の環境整備	15

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	17
2 基本方針	18

第4章 事業の計画

1 「こどもひろば」の推進	21
(1)外遊びを通じた「こどもひろば」の周知・啓発	22
(2)地域連携による移動遊び場(プレーカー)の運行	24

(3)「こどもひろば」を通じた子育て支援	26
(4)親子で楽しめる「こどもひろば」	27
2 持続する「こどもひろば」の仕組みづくり	28
(1)「こどもひろば」に関わる人材育成	28
(2)「こどもひろば」に関する地域の社会資源の活用	29
(3)「こどもひろば」を運営する財源確保	30
3 子どもの視点で環境づくり	31
(1)邑久スポーツ公園 冒険の森	32
(2)ゆめトピア長船周辺	35
(3)牛窓地域での外遊びの環境づくり	38
(4)地域の公園、児童遊園	39

第5章 計画の推進体制

1 瀬戸内市こどもひろば推進協議会	41
2 行政機関内部における連携	41
3 地域組織との連携強化	41

資料編

1 瀬戸内市こどもひろば推進協議会要綱	42
2 瀬戸内市こどもひろば推進協議会名簿	44
3 策定経過	45
4 関係法令	45

は じ め に



地域で子どもを見守り、地域で子育てを楽しめる。そのためには、「こどもひろば」がどのような機能を持つことが必要であるかについて、平成 28 年度から多くの市民の皆さんとワークショップやイベントの開催等を通じて検討してきました。

その中で、子どもたちや親子にとって、安全で、楽しく、利用しやすい遊び場であるには、ハード面の整備だけでなく、子どもたちが楽しく遊びを体験できるようなきっかけづくりと、見守る人の存在が重要との結論に至りました。

このたび、こうした検討をもとに「外遊びを楽しむまち。瀬戸内市」を基本理念とした「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」を策定しました。計画期間は、令和 6 年度までの 5 年間です。

この計画に基づき、人材の育成など、ソフト面の充実も含めた、一体的な環境整備に取り組み、すべての市民が外遊びを体験し、参加し、関わり、見守るまちを目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり「瀬戸内市こどもひろば推進協議会」の委員の皆様をはじめ、ヒアリング調査やパブリックコメントなどを通じ、多くの市民の皆様方から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

瀬戸内市長 武 久 顕 也

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、少子化、核家族化など急速な社会状況の変化により、子どもの育ちに欠かせない遊びの環境も大きく変化しました。それは、子どもの遊び環境に大切な要素である「時間」、「空間」、「仲間」の減少です。子どもの遊びは、毎日のものですが、時代の変化により室内でのゲーム遊びが増え、屋外で遊ぶ「時間」が減少しています。また、本市が平成 31 年 1 月に実施した子育て家庭のニーズ調査によると、「子どもや親子が外遊びを望んでも、身近な場所に公園がない」、「もっと自由に遊べる場所がほしい」、「遊びに行っても遊んでいる子どもがいなくて遊びが続かない」という意見が挙がっており、「空間」、「仲間」も減少していることが分かります。さらに、子どもの身近な遊び場である公園についても、全国的に遊具の安全点検による使用禁止や改修、撤去が進んでおり、子どもの遊び環境が縮小している状況です。

そこで、瀬戸内市では、安心して子どもを産み、育てることができる地域づくり、人づくりの基盤をつくるため、平成 28 年度に「瀬戸内市民がつくる日本一の子育て広場プロジェクト」に取り組み、市民の担い手を育成し、「みんなでつくる瀬戸内市の子育て広場基本構想」を策定しました。本計画の策定は、「みんなでつくる瀬戸内市の子育て広場基本構想」に基づき、外遊びの支援を通じて、子どもの育ちを市民や市全体で見守る「こどもひろば」を推進するための具体的な方向性を示すことを目的としています。

「こどもひろば」は、①自然環境を活用し、異年齢が交わって遊び、育つ場、②子どもを中心に、多世代が集う地域交流の場、③ボランティアや地域の人、子育て中の親が活躍する場です。今あるものや人、施設を活用してみんなでつくる取組です。

2 計画の対象

本計画の対象は、瀬戸内市の全ての市民です。外遊びを通じて子どもの育ち、子育て支援を行うためには、子どもと子育て世代のみの参画では十分ではありません。遊ぶことは、全世代が経験する共通の体験です。「こどもひろば」を計画的に整備することにより、全世代が関わることを目指した新しいまちおこし（地域づくり）につながります。

3 計画の性格

（１）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条（市町村子ども・子育て支援事業計画）及び次世代育成支援対策推進法第 8 条（市町村行動計画）に基づく、「こどもひろば」に特化した計画であり、地域再生法第 2 条（基本理念）に沿って、「こどもひろば」の計画的な整備の方向性を示したものです。

また、「第 2 次瀬戸内市総合計画後期基本計画」の子ども・子育ての分野だけでなく、人づくり・まちおこし（地域づくり）に関する基本計画としての役割を有し、関連する他の分野計画との連携や整合性を図ります。

（２）計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を期間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

(1) 瀬戸内市こどもひろば推進協議会での検討

「こどもひろば」推進に関する幅広い検討を行うために、子どもの保護者、地域の子ども・子育て支援に関する組織・団体、関係機関等の代表者で構成する「瀬戸内市こどもひろば推進協議会」で計画の内容について検討を行いました。

(2) 行政機関内部の体制

第2次瀬戸内市総合計画との整合性を確保するとともに、子育て支援課を中心に、企画振興課、契約管財課、社会教育課、健康づくり推進課、その他市の関連する部課等と施策や事業について調整を行いました。

(3) 遊び場等に関する既存調査結果等の活用

本計画の策定にあたっては、以下の既存調査の結果を活用しました。

- ◆瀬戸内市「子どもの遊び場などに関する調査」分析結果（平成28年度）
- ◆みんなでつくる瀬戸内市の子育て広場基本構想（平成28年度）
- ◆第2期瀬戸内市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書（平成30年度）

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民から幅広い意見を収集するために、令和2年2月20日から令和2年3月11日まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口や世帯等の状況

本市の人口は減少傾向が続いており、平成31年3月31日現在、総人口は37,351人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は4,234人で、総人口の11.3%です。このうち、0歳から5歳の子ども人口は1,487人、6歳から11歳の子ども人口は1,828人となっています。

令和元年10月1日現在の本市の世帯数は、15,616世帯です。

2 子どもの遊び環境

平成31年1月に本市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的に、瀬戸内市在住の就学前児童と小学校低学年児童の保護者を対象にアンケート形式による子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。調査では、「安心して子どもを産み育てることができるまちかどうか」の設問に、「そう思う」、「まあそう思う」と肯定的な回答が、就学前児童保護者では81.6%、小学校低学年児童保護者では85.0%と、ともに8割を超え、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の否定的な回答を上回る結果となりました。

アンケート項目の回答から、子育て世帯から最も高い関心を示されたのが、「子どもの遊び環境」についてでした。瀬戸内市に期待する子育て支援施策として、就学前の子どもを育てる保護者の約8割(81.1%)が、「子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい(公園など)」と回答しています。

瀬戸内市「子どもの遊び場などに関する調査」分析結果（平成 28 年度）によると、0 歳から小学 2 年生までの子どもの外遊びの頻度は、「よく遊ぶ」と回答したのは、平日、休日ともに全体の 35%でした。外遊びをする頻度は、1・2 歳から上がり、小学生になると下がる傾向にあります。

子どもが普段遊んでいる場所としては、「自宅の中」が 59%、「公園」が 45%、「学校・幼稚園・保育園」が 37%でした。「家から子どもと一緒に歩いて行ける範囲に公園が一つもない」と答えた人が、全体の 37%でした。さらに、「子どもがのびのびと遊べる公園」になると、「家から子どもと一緒に歩いて行ける範囲に公園が一つもない」と答えた人が、全体の 52%でした。

公園が利用しにくい理由としては、「幼児向けの遊具が少ない」が全体の 27%、「遊具が古い、壊れている」が 23%、「トイレがない」が 16%、「利用している人が少ない」が 10%と続きました。その公園に管理人などが常駐することについては、「常駐してほしい」が全体の 76%でした。また、就学前児童、小学生ともに、雨の日でも遊べる室内施設のニーズが高く、「整備されたら利用する」という回答が全体の 86%でした。

自然と遊びの設問で、「自然と接する機会がある」という回答が全体の 78%でした。その一方、体験させたいと思うけれども機会や場所がなく日頃させられない遊びとして、「草すべり」が全体の 44%、「秘密基地づくり」が 37%、「木登り」が 36%、「水遊び」が 33%、「砂遊び」が 30%と続きました。

前述の子ども・子育て支援に関するニーズ調査で、就学前児童や小学生の保護者から寄せられた、子どもの遊びや遊び場に関する意見からは、子どもの遊び環境に関しての課題が分かります。

■就学前児童の保護者からの、子どもの遊び環境に関する意見をまとめました。

- ◆子どもが遊べる場が本当になくて困っている。
- ◆公園が少なく、子どもと遊びに行ける場所が少なく感じる。
- ◆遊具の管理も含めて、子どもが安心して外遊びできるような公園を増やしてほしい。
- ◆家の近くの公園は、草が茂り、遊具が錆びて破損しており楽しむことができない。
- ◆遊具が使えないのは、もったいないので、安全に使用できるように管理してほしい。
- ◆雨の日でも遊べる場所ができればいいのと思う。
- ◆土日や祝日に出かける場が欲しい。小さな子どもが室内で遊べる場があればと思う。

■小学生の保護者からの、子どもの遊び環境に関する意見をまとめました。

- ◆子どもたちが自由に安全に、おもいっきり遊べる場所がほしい。
- ◆児童館があればいいなと思う。
- ◆雨が降っても友達と遊べるような場所をつくってもらいたい。
- ◆土日などに子どもが行って自由に遊べる施設があればいいと思う。
- ◆長期休暇のときに利用できる施設がほしい。

■子どもの遊び環境に関する課題

- ◆瀬戸内市の子どもの遊び場は、量、質とともに市民のニーズを満たしていない。
- ◆公園の老朽化した遊具の新設取り替えや破損の補修が求められている。
- ◆トイレがあっても汚く使いにくいなど、施設管理が不十分である。
- ◆1・2歳から外で遊ぶ割合が増え、幼児向けの遊具の設置を望む声が多い。
- ◆兄弟等、異年齢が楽しめる場所を望む声が多い。
- ◆天候にかかわらず、子連れで出かけやすい施設を望む声が多い。
- ◆公園や遊び場の情報が分かりにくい。

3 これまでの「こどもひろば」（子育て広場）の取組

（１）「瀬戸内市民がつくる日本一の子育て広場づくりプロジェクト」

本市では、平成 28 年度に、岡山県少子化対策重点推進事業交付金を活用し、「瀬戸内市民がつくる日本一の子育て広場づくりプロジェクト」事業（以下「プロジェクト」という。）を実施しました。

プロジェクトの目的は、公園・遊園地に限らず、子育て仲間が集う場所を活用して「安心して子どもを産み、育てることができる地域づくり、人づくり」の基盤を作るための取組について検討することでした。また、子育て広場での遊びを通して、子育て世代のつながりを強めるだけではなく、地域住民も子育てに関心を持ち、子育ての担い手として参画していただくなど、「安心して子育てができるまち」の実現に向け、子育てに対する気運の醸成を図ることも目的としていました。

本プロジェクトの「子育て広場」とは、子育て支援を切り口に、外遊びを通じて仲間遊びの楽しさを実感したり、子どもたちの自由な発想で、のびのびと遊べる空間とその仕組みを作るための取り組みであり、具体的には、①子育て広場推進協議会の立上げ、②「子育て広場」を考えるためのワークショップ及びセミナー、③公園等遊び場に関するインタビュー調査及び市民アンケート調査、④「子育て広場」の先進地視察を行いました。

本プロジェクトは、「みんなでつくる瀬戸内市の子育て広場基本構想（平成 28 年度）」としてまとめられ、その後の「こどもひろば」関連事業の推進に活用されています。

子育て広場の活動を実施する中で、「遊びの中心は子どもで、親も支援者として捉え、周りの大人たちは子どもの遊びを見守ろう」という活動方針が固まり、平成 30 年 4 月に「子育て広場」を「こどもひろば」へと名称変更し、これまで同様に外遊びを中心とした様々な活動を実施することとなりました。（表 1）

表1 プロジェクト活動状況（平成 28 年度）

開催日	内 容	参加者数	備 考
7/1～7/14	市内公園等現地調査		9 か所
7/14～7/15	関係者聞き取り調査		5 か所
7/15	職員ワークショップ	20 人	子どもに体験させたい遊びについて検討
8/2	第1回 子育て広場推進協議会	20 人	
8/3	親子体験型ミニワークショップ	親 19 人・子 29 人 中学生ボランティア 2 人	邑久子育て支援センターで開催 （邑久支援センター職員 2 人）
8～9 月	インタビュー調査		・育児相談来庁者 ・親子クラブ ・図書館利用者
9/9	先進地視察 （岡山市・備前市）	16 人	岡山市：みどりの広場 岡山市：おかやまプレーパーク 備前市：備前プレーパーク
9/26	職員ワークショップ	10 人	遊び場に必要要素を検討
9/27	市民向けワークショップ	18 人	10 月 29 日に向けての準備会
9/27	先進地視察（備前市）	5 人	備前市：くるみの森
10 月	公園実態調査		市内 5 か所
10/28	イベント型セミナー： パーク&カフェ	親 36 人・子 40 人 一般ボランティア 6 人・お花ボランティア 6 人	瀬戸内市民図書館前芝生広場 （邑久支援センター職員 2 人） （福田支援センター職員 2 人）
10/29	イベント型セミナー： プレーパークであそぼう	参加者 308 人 中高生ボランティア 14 人・一般ボランティア 28 人	邑久スポーツ公園 冒険の森
11 月	子どもの遊び場 アンケート調査		小学校 2 年生以下の保護者 1,000 通発送 回答 440 件
12/16	地域づくりセミナー	31 人	
1/13	第2回 子育て広場推進協議会	17 人	
2 月	子育て広場基本構想策定		
3 月	啓発パンフレット作成		

(2) 「こどもひろば」(子育て広場)の定期開催

平成 28 年度のプロジェクトを踏まえ、平成 29 年度以降、「こどもひろば」(子育て広場)を市内の様々な場所で定期的を開催しました。(表 2)

表 2 「こどもひろば」(子育て広場)実施状況

開催場所	平成 29 年度				平成 30 年度			
	開催日	参加者内訳(人)			開催日	参加者内訳(人)		
邑久スポーツ公園	11/21	子 5	協力者 11	養成 10	6/30	大 31 子 41	協力者 10	応援隊 7
	12/3	大 63 子 83	協力者 16	養成 13	10/28	大 47 子 61	協力者 9	応援隊 7
市民図書館前芝生広場	5/23	大 18 子 21	協力者 9		5/22	大 18 子 22	協力者 20	応援隊 6
ゆめトピア長船北広場	7/7	大 35 子 43	協力者 18	養成 18	1/31	大 11 子 12	協力者 9	応援隊 6
あいあい保育園山・広場	9/1	大 16 子 18	協力者 18	養成 18	7/11	大 13 子 17	協力者 7	応援隊 5
長船町公民館芝生	11/30	大 23 子 28	協力者 22					
邑久保育園南の田んぼ	1/12	大 21 子 25	協力者 18	養成 12	11/27	大 11 子 14	協力者 9	応援隊 5
牛窓海水浴場					9/18	大 35 子 41	協力者 15	応援隊 6

※邑久スポーツ公園を除く会場は、市内 5 か所の地域子育て支援センターの協力により実施。

「養成」とは、応援隊養成講座受講生。「応援隊」とは、子育て広場実行委員会メンバー。

■「こどもひろば」（子育て広場）の実施成果

- ◆外遊びを「もっとやってほしい」ニーズがあった。
- ◆子どもは、「こうやったら楽しいかも」と工夫したり、何度も挑戦しながら、外遊びを楽しむ姿が見られた。
- ◆人がいるところに人が集まり、人がいることで遊びが生まれることが分かった。
- ◆子どもの保護者自身も、外遊びや自然体験を新鮮に感じ、楽しみたいと思っている。

■「こどもひろば」（子育て広場）の課題

- ◆年間 7 回の開催の為、参加の機会が限定される。
- ◆イベント型開催の為、遊びの継続や発展が難しい。
- ◆近くにトイレや水道施設がなく困ることがあった。
- ◆子どもの遊びを見守るボランティアの拡がりが必要である。

(3) 子育て広場応援隊養成

平成 28 年度に取り組んだプロジェクトにおける成果と課題から、「子育て広場」は親子が外遊びの楽しさを体験するだけではなく、ボランティアにとっても親子との出会いなど、その環境を楽しめる場でした。外遊びの環境が子どもの育ちに必要であると認識することができました。子育て広場が価値あるものとなった背景には、「人の存在」が大きいとの共通認識をもつこととなり、ボランティアとして参加した市民からも、この事業を根付かせるためには、「外遊び」の重要性を理解し、主体的に協力できる人材の育成が必要との意見が出されたことも踏まえ、平成 29 年度に子育て広場応援隊養成事業を開始することになりました。

その事業は、「外遊び」が子どもの育ちに必要であることを、子育て中の保護者や地域住民が理解し、子育て中の保護者や地域住民が、「子育て広場」を子どもがやりたいことを見守る場、子育てが楽しめる場、また地域で子どもの育ちを見守る場として活用するために、必要な知識や企画・運営方法を学びました。そして、「子育て広場」の重要性を学んだ市民が、子育て広場応援隊として主体的に関わるができるようになることを目的としました。

子育て広場応援隊養成は、プレーリーダーを講師に迎え、座学と実習を6回コースで行いました。（表3）

表3 子育て広場応援隊養成（平成29年度）

回	開催日	内 容	会 場
1	6/8	ワークショップ 『子どもは外遊びで育つ』 ～子どもの育ちと外遊びの基本・子育て広場と応援隊の役割～	ゆめトピア長船
2	6/9	実習（野外） 『外遊びのススメ！瀬戸内市の身近な環境の活かし方』 ～子育て広場づくりに役立つ実践を学ぼう～ （ケガの時の対応・ロープの活用方法）	邑久スポーツ公園 冒険の森
3	7/7	実習（ミニ子育て広場参加） ～プレーパークづくりの基本ポイント～	ゆめトピア長船 北側広場
4	9/1	実習（ミニ子育て広場参加） ～プレーパークづくりの応用ポイント～	あいあい保育園 山・芝生の広場
5	10/21	実習（子育て広場イベント参加） 『瀬戸内市のプレーパークをつくろう』1 ～市民参加型 遊び場づくり実践ワークショップ～	邑久スポーツ公園 冒険の森
6	12/3	実習（子育て広場イベント参加） 『瀬戸内市のプレーパークをつくろう』2 ～市民参加型 遊び場づくり実践ワークショップ～	邑久スポーツ公園 冒険の森

子育て広場応援隊養成受講者から、「活動の幅を広げるためには、子育て広場を『理解・協力・参加』していただける人を増やす必要がある」との声があり、平成30年4月に有志による「瀬戸内市子育て広場実行委員会」（令和元年10月、瀬戸内市こどもひろば実行委員会に名称変更）が立ち上がり、「子育て広場」への協力と、活動の方向性・内容の検討などの活動をする事となりました。令和2年3月現在の「瀬戸内市こどもひろば実行委員会」委員は、8名となっています。

■「子育て広場応援隊養成」の実施成果

- ◆外遊びが子どもの成長にとって重要であることの理解が深まった。
- ◆遊びの実践の中で子どもとの関わりを学ぶと同時に、見守りの役割を担った。
- ◆養成講座受講者を中心に市民の自主的な活動に発展した。
- ◆多世代の見守りと参加による「子育て広場（こどもひろば）」の目指す姿が見えてきた。

（４）「こどもひろば」（子育て広場）の環境整備

平成 28 年度に取り組んだプロジェクトを踏まえ、平成 29 年度にはアドバイザーを迎え、こどもひろばの環境整備について検討してきました。

邑久スポーツ公園については、プロジェクトによる「こどもひろば」の基本構想を反映した施設となるよう、平成 30 年度から改修に向けて取り組んでいます。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



◆赤ちゃんからお年寄りまですべての市民が、外遊びを体験し、参加し、関わり、見守るまちを目指して、『外遊びを楽しむまち。瀬戸内市』を基本理念とします。

◆瀬戸内市全体が子どもの遊び場と位置づけ、海や山をはじめとする自然・歴史・文化・観光・産業・農水産物・地域の社会資源などの豊富な魅力を活かした外遊びを通じて、『こどもひろば』を推進します。

2 基本方針

本計画は、「あんしん あったか よくあそぶ みんながつながる」を事業の基本方針とします。市全体が子どもの遊び場、みんなの居場所であると位置づけ、遊ぶことで、人と人、人と地域がつながる場、みんなで子どもを育て、自らも育つ場づくりに取り組みます。

■ あんしん…人がいるから安心する、楽しくなる

赤ちゃんからお年寄りまですべての市民が、外遊びを体験し、参加し、関わり、見守るまちの実現には、安心の存在となる人の存在が大切です。「こどもひろば」では、人がいるから安心する、楽しくなることを目指します。

■ あったか…市民、市全体で子どもを見守る

「こどもひろば」の推進を通じて、市民、市全体で子どもの育ちを見守るあたたかな環境づくりに市民、地域と連携して取り組みます。本市が掲げる、安心して子どもを産み、育てることができる地域づくりとなります。

■ よくあそぶ…もっと自由に遊べる場をつくろう

子どもにとって遊ぶことは、特別なものではなく毎日のことです。夢中で遊ぶ姿は、子どもたちの「生命力」＝「生きる力」そのものです。子どもたちが自ら発見し、考えて工夫するなど、子ども自ら育つ力を伸ばす、遊び場をつくりましょう。

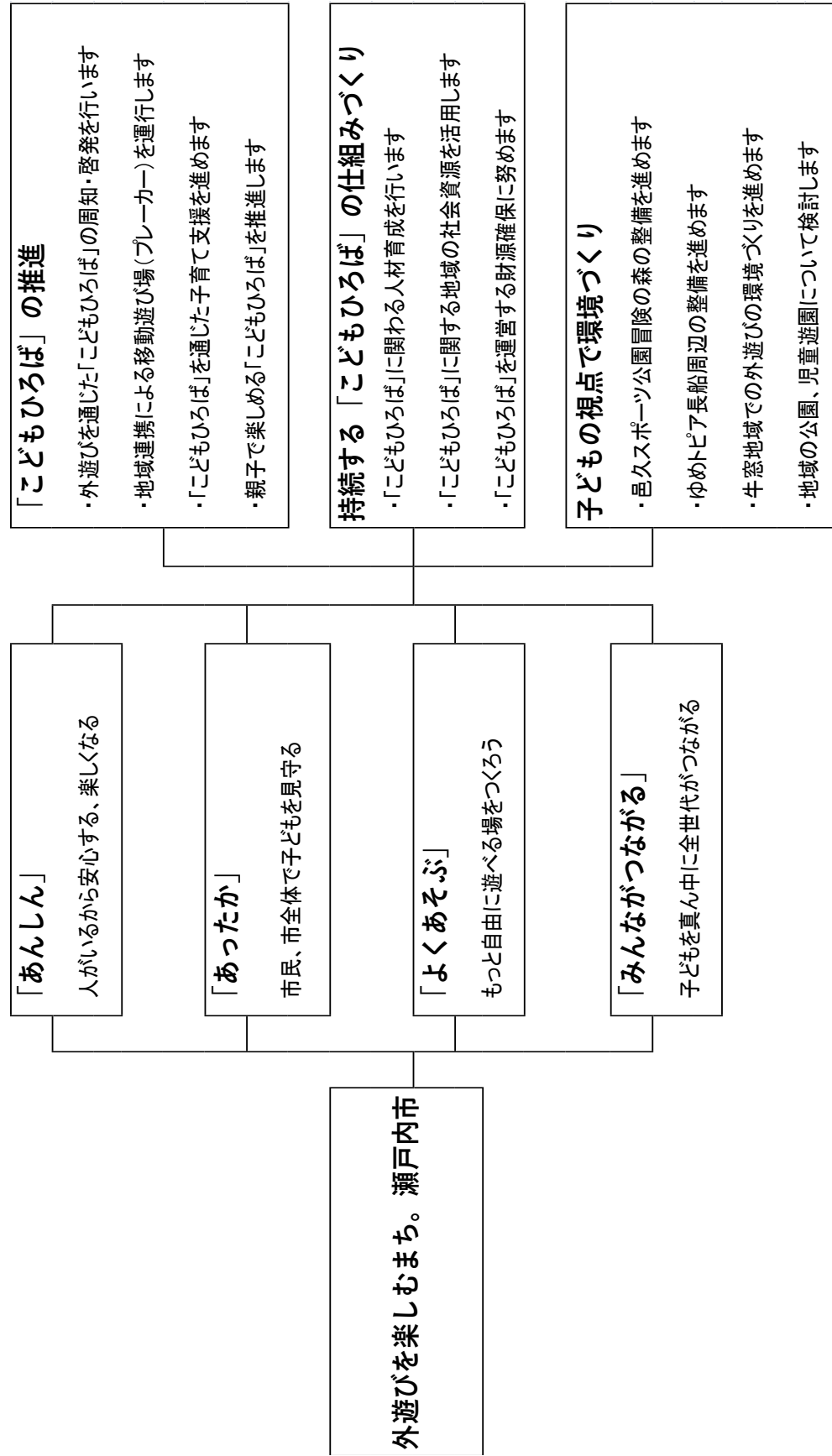
■ みんながつながる…子どもを真ん中に全世代がつながる

全世代が経験する共通の体験である遊ぶことを通じた「こどもひろば」の取組は、子どもを中心に、全世代がつながるきっかけとなります。地域に多世代の交流が生まれ、地域コミュニティが活性化します。

《基本理念》

《基本方針》

《施策・今後の主な取り組み》



第 4 章 事業の計画

第4章 事業の計画

1 「こどもひろば」の推進

本市では、外遊びに関することを普及する人材やコーディネーターを配置し、人の声がする地域コミュニティづくりを支援します。また、外遊びを応援する車両「プレーカー」を導入し、自宅の中で遊ぶことが多い子どもたちに外遊びの楽しさを提案します。これらの取組により、多世代の人とのつながりを生み、地域ぐるみの子育て、子育て家庭の孤立の予防につなげます。公共施設、各種拠点、空き地など新たな屋内外の遊びの環境を、検討、整備します。



（１）外遊びを通じた「こどもひろば」の周知・啓発

外遊びを通じた「こどもひろば」は、①自然環境を活用し、異年齢が交わって遊び、育つ場、②子どもを中心に、多世代が集う地域交流の場、③ボランティアや地域の人、子育て中の親が活躍する場です。そして、今あるものや人、施設を活用してみんなでつくる場でもあります。

【みんなの役割】

主体	取 組 内 容
住民	◆外遊びの大切さを理解し、生活の中に取り入れます ◆地域の「こどもひろば」の案内や日程を確認します ◆地域の「こどもひろば」に参加し、外遊びを体験します
地域・団体	◆地域の集まりなど、外遊びの大切さを知る機会をつくれます ◆隣近所に声をかけ合って「こどもひろば」に参加します ◆「こどもひろば」への参加を呼びかけます ◆地域の人が集まり、地域の公園や公会堂・コミュニティセンターを活用して、「こどもひろば」を（定期的に）開催します
事業者	◆職員も外遊びの大切さを理解し、連携して業務を行います ◆企業の敷地を市民に開放し、「こどもひろば」を開催します
行政	◆広報紙、ホームページ、SNS、機関紙等、多様な媒体で市民に外遊びを通じた「こどもひろば」の取組を周知します ◆愛育委員、民生委員・児童委員、福祉委員、行政委員など地域の組織と協働し、「こどもひろば」の取組の充実を図ります

行政	◆妊婦・乳幼児の家庭訪問や健診、地域子育て支援センター、子育てサロン、おやこクラブ、PTA の集まりなど、子育て世代の集まる機会に、外遊びの大切さの周知と「こどもひろば」への参加を呼びかけます ◆外遊びの大切さについて、市民や関係者の理解を深めるため、講演会や研修会を開催し、周知・啓発を図ります ◆公共施設と連携し、「こどもひろば」を開催します ◆地域の組織（コミュニティ・自治会・子ども会等）と連携して、地域の特性に合わせた「こどもひろば」の開催を支援します ◆「こどもひろば」の開催日時を工夫し、就学前児童・小学生・共働き世帯が参加しやすい体制を整備します
----	---

（２）地域連携による移動遊び場（プレーカー）の運行

子どもの生活圏内に、遊びの道具、材料を積載したプレーカーを運行します。安心して自由に遊べる場や機会をつくる、移動遊び場「どこでもこどもひろば」を開催します。

プレーカーには、コーディネーターやスタッフが同乗して、市内を巡回し、地域の特性に合わせたこどもひろばを展開していきます。

既存の公園の活性化や、地域の多世代交流による持続的な遊び場となることを目指して地域ぐるみで取り組みます。

【みんなの役割】

主体	取 組 内 容
住民	◆地域の「どこでもこどもひろば」の案内や日程を確認します ◆地域の「どこでもこどもひろば」に参加し、外遊びを体験します ◆外遊びの大切さを理解し、生活の中に取り入れます
地域・団体	◆隣近所に声をかけ合って「どこでもこどもひろば」に参加します ◆プレーカーと連携して「どこでもこどもひろば」を企画します ◆地域の公園、児童遊園の遊具等の安全確認を行います ◆地域の公園や公会堂・コミュニティセンターを活用して、「どこでもこどもひろば」を開催します
事業者	◆企業の敷地を市民に開放して、プレーカーと連携して「どこでもこどもひろば」を開催します
行政	◆プレーカーを導入し、スタッフの体制づくりを行います ◆公共施設と連携し、「どこでもこどもひろば」を開催します ◆地域の組織（自治会・子ども会・ボランティアグループ等）と連携

行政	して、地域の特性に合わせた「どこでもこどもひろば」の開催を支援します ◆地域と連携し、子どもの遊び環境である、地域の公園、児童遊園の遊具等の安全確認を行い、情報の提供を行います ◆プレーカーについて、市民や関係者の理解を深めるため、広報紙、ホームページ、SNS、多様な媒体で周知するとともに、市内を巡回し認知度を高めます
----	---

【指標】

名 称	現在	R2	R3	R4	R5	R6
「こどもひろば」の年間延べ開催回数（地域主体開催含む）	7回	60回	100回	140回	145回	150回
地域が主体となり「こどもひろば」を開催した開催回数	0回	18回	36回	54回	57回	60回
外遊びができる遊び場「こどもひろば」に参加した市民の人数	333人	2,700人	4,500人	6,300人	6,625人	6,750人

(3) 「こどもひろば」を通じた子育て支援

本市では、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を進める中で、人を支えるのは人と考え、「こどもひろば」での出会いが、地域で子育てすることの孤立感や負担の軽減につながることを目指します。また、「こどもひろば」で、異年齢の子どもたちが群れて遊んだり、温かく接してくれる大人に出会ったり、親子だけで過ごす日常とは違った、我が子の姿に、新しい発見や気づきの場にもなることを目指します。

【みんなの役割】

主体	取 組 内 容
住民	◆「こどもひろば」の案内や日程を確認し、参加します ◆「こどもひろば」に参加し、地域の人と言葉を交わし、地域の中に知り合いを増やします ◆「こどもひろば」で、日頃の子育てについて情報交換をします ◆講演会や研修会等へ参加して、子育ての知識や技術を習得します
地域・団体	◆隣近所や地域で声をかけ合って「こどもひろば」に参加します ◆地域の子育て世帯と一緒に、「こどもひろば」を開催します ◆日常的に、地域生活において、住民同士、声をかけあいます
事業者	◆市内企業で子育て世代の職員等へ、参加を呼びかけます
行政	◆広報紙、ホームページ、SNS、多様な媒体で、「こどもひろば」に関する情報を周知します ◆保健師や保育士を通じ、「こどもひろば」への参加を働きかけます ◆講演会や研修会では、子育て中の保護者が参加しやすい環境づくりに努めます

(4) 親子で楽しめる「こどもひろば」

「こどもひろば」は、子育て中の親子が出かけ、地域の人に見守られながら、安心して遊ぶことができる場をめざしています。親子で一緒にふれあい楽しむことで、日常の子育てにも取り入れることができ、子育てに楽しみを見出す一助となります。

【みんなの役割】

主体	取 組 内 容
住民	◆「こどもひろば」の案内や日程を確認し、参加します ◆子どもと一緒に「こどもひろば」で外遊びを楽しみます
地域・団体	◆子育て中の親子が参加できるよう工夫し、参加を呼びかけます ◆地域で開催する「こどもひろば」では、子育て中の当事者同士、子育て世代が地域の人と交流できるような場づくりをします
事業者	◆子育て中の職員等に「こどもひろば」への参加を呼びかけます
行政	◆広報紙、ホームページ、SNS、多様な媒体で、「こどもひろば」に関する情報を周知します ◆子育て世代同士、また地域の人と交流できる場づくりをします ◆季節や天候などによる外遊びの楽しみ方を提案し、日常の子育てに取り入れられる支援をします

【指標】

名 称	現在	R2	R3	R4	R5	R6
「こどもひろば」への子育て世代の参加延べ組数	130 組	200 組	400 組	600 組	650 組	700 組

2 持続する「こどもひろば」の仕組みづくり

本市において、「こどもひろば」が持続していくためには、人・もの・資金に着目した“仕組み”づくりが鍵となります。

(1) 「こどもひろば」に関わる人材育成

「こどもひろば」が持続していくためには、地域の社会資源の活用が欠かせません。

【みんなの役割】

主体	取 組 内 容
住民	◆養成講座や講演会、研修会に参加します ◆地域の「こどもひろば」に出かけて、自分にできること（一緒に遊ぶ、見守る、話し相手になるなど）で一緒に楽しみます
地域・団体	◆養成講座や研修会を地域で企画し、開催します ◆地域で開催できる住民力、コミュニティカの活性化に努めます
事業者	◆企業の地域貢献として、ボランティア協力します
行政	◆プレーリーダー、コーディネーター等のスタッフを養成します ◆外遊びの普及に関する講演会や研修会を開催し、ボランティアの養成を図ります ◆こどもひろば推進協議会はじめ、「こどもひろば」に関わる人や組織・団体をつなぐネットワークの構築をめざします ◆地域の組織（自治会・団体・企業等）と連携・協働します

【指標】

名 称	現在	R2	R3	R4	R5	R6
「こどもひろば」に参加したボランティア延べ人数	70 人	80 人	150 人	200 人	250 人	300 人

(2) 「こどもひろば」に関する地域の社会資源の活用

「こどもひろば」が持続していくためには、「こどもひろば」として活用する場としての社会資源や媒体となる事物は欠かせません。

【みんなの役割】

主体	取 組 内 容
住民	◆子どもの遊びに活用できる素材や道具集めに協力します ◆個人の特技や知見を「こどもひろば」の開催に活かします
地域・団体	◆公園や公会堂・コミュニティセンターなどを活用します ◆野山や田んぼ、果樹園、耕作放棄地の活用による「こどもひろば」の開催を検討します
行政	◆公共施設の空きスペース等を「こどもひろば」に活用します ◆民間の企業・施設等に働きかけ、「こどもひろば」開催への協力を働きかけます ◆プレーカーの運用に必要な遊具に地元の素材を活用します ◆自治会管理の遊具の点検や修理の助成制度の普及に努めます

(3) 「こどもひろば」を運営する財源確保

「こどもひろば」が持続していくためには、「こどもひろば」を推進していく人件費や運営費等が必要です。取組を持続するために、税外収入の確保策を講じる必要があります。

【みんなの役割】

主体	取 組 内 容
事業者	◆企業の社会的責任（CSR 活動）による、行政とのパートナー協定締結と主体的な事業の実施を検討します
行政	◆市の重点的な事業と位置づけ、継続した財源確保を図ります ◆国や県の補助制度の活用に努めます ◆個人版・企業版ふるさと納税を活用します ◆民間からの外部資金を獲得します ◆NPO 法人、社会福祉法人、企業の社会的責任（CSR 活動）と連携します ◆民間企業と提携し、社員ボランティアの派遣を活用します

3 子どもの視点で環境づくり

未来の瀬戸内市に大切なのは、子どもの視点による公共施設・公園・空き地・自然環境の利活用です。子どもたちが利用する児童遊園の遊具の点検・整備や、通学路の安全対策も大切です。子どもたちは、日頃から毎日の暮らしの中で大人を観察し、自分たちの意見を持っています。まちの既存公共施設や道路、公園に改修の計画を策定するときには、子どもたちの考えを聞く場をつくるなど、子どもたちがまちづくりに参画する機会をつくるのが、未来のまちと人を育てます。

市内には大小さまざまな公園が数多くありますが、拠点的な場所として、邑久スポーツ公園冒険の森とゆめトピア長船周辺の2か所において、「こどもひろば」の環境整備を進めます。また牛窓地域においては、海岸の地形や豊かな自然を活かした外遊びを中心に、観光も視野に入れた「こどもひろば」の環境づくりを進めます。



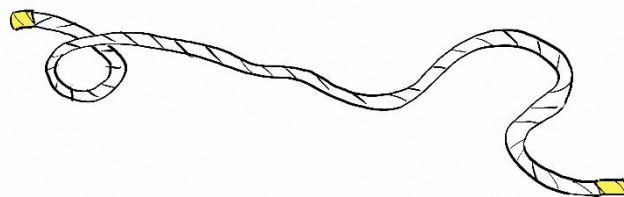
(1) 邑久スポーツ公園 冒険の森

瀬戸内市邑久スポーツ公園は、屋外施設（芝グラウンド・テニスコート・野球場・ふれあい子ども広場・冒険の森）を有し、同一場所に邑久 B&G 海洋センター（体育館・プール）を併設した総合的な公園です。

① 冒険の森のこれまでの経緯

「こどもひろば」のきっかけは、瀬戸内市民がつくる日本一の子育て広場づくりプロジェクト内で、平成 28 年 10 月の「ワクワク・ドキドキ プレーパークで遊ぼう！」を開催したことです。冒険の森が会場に決定した理由は、イベントに向けての準備会「市民ワークショップ」参加者（子どもと一緒に参加した母親たち・市民ボランティア）が現地を下見した際の感想からでした。ワークショップでは、子どもたちが自ら自然に包まれた冒険の森で、ロープを利用した手づくりのブランコやモンキーブリッジで夢中になって遊ぶ姿や、公園イベントで設置された竹すべり台を使って子ども同士で工夫して繰り返し遊ぶ姿が見られ、参加者は外遊びの大切さを実感しました。

このことから、子どもたちがのびのびと自由に遊ぶことのできる冒険の森を目指し、「みんなでつくる瀬戸内市の子育て広場基本構想」を反映した施設となるよう、改修・整備することとなりました。



②冒険の森の改修に大切なコンセプト

公園の改修計画には、ハード面だけでなく、ソフト面の検討も欠かせません。この両面をつなぐのが、コンセプト（概念）であり、その核となる部分が子どもの外遊びです。「こどもひろば」の開催を通じて、今後の冒険の森の楽しみ方、にぎわいを市民へ広げていきます。

■ 自然の中での外遊びの楽しさを体験できる公園

- ◆木々や草地、傾斜など、自然やその地形を生かした外遊びの楽しさを体験できるすべり台やブランコ、自然の素材でのままごと遊び、基地づくり、火を使う体験、水遊びなどが考えられます。
- ◆夏休みなどの長期休み期間には、こどもひろば等の連続開催も外遊びの楽しさの普及につながります。

■ また行きたくなる公園

- ◆外遊びをして楽しかったという子どもや保護者が増えることが、公園の再訪につながります。そのためには、市民や地域、団体と協働した「こどもひろば」や「森のマルシェ」、「森の野外上映会」といった企画づくりも考えられます。
- ◆1歳から3歳、3歳から6歳をはじめとする、年齢に応じた魅力的な遊具が設置することが公園を訪れるきっかけにつながります。
- ◆地域連携の一環で、近隣自治体の遠足利用や社会見学等の休憩地として利用されるようPRを促進することが、休日の家族利用につながります。

■ 子どもと一緒にいきたい公園

- ◆子ども同士や親子が自分たちで遊びを工夫しながら楽しめるきっかけとなる、ロープやスコップなどの道具の貸し出しが考えられます。
- ◆幼児向けのトイレや手洗い場などを設置管理することが必要です。

■ 保護者がゆっくり楽しめる公園

- ◆子どもを見守りながら親同士で子育ての情報交換をしたり、おしゃべりを楽しめる日陰のスペース、大型のベンチなどを配置することが必要です。
- ◆定期的なスタッフの見回りなどが保護者などの利用者の安心につながります。
- ◆企画開催時にゆっくり楽しめるよう、カフェや軽食の提供を検討します。

■ 市民の参画によるにぎわいのある公園

- ◆冒険の森が目指す姿は、市民が運営や管理に関わる仕組みをつくることです。
そのためには、子どもや保護者の声を聞くワークショップの開催が必要です。
- ◆整備後は、市民向けの現場見学会やオープニングのイベントを開催し、広く周知していくことなどが考えられます。
- ◆冒険の森の看板や案内などを制作する際に、市民の声を取り入れることも、市民の参画につながります。
- ◆遊びの当事者である子どもたちがやりたいことを実現できる、子どもの参画の場づくりを目指します。

(2) ゆめトピア長船周辺

① ゆめトピア長船について

ゆめトピア長船は、瀬戸内市保健福祉センターの愛称であり、地域に根ざした福祉活動、健康づくりの拠点として建てられた施設です。

1 階には、体操などの運動や研修会などの用途に適した健康スタジオ、料理教室などに利用されているキッチনスタジオ、90 畳の大きな和室や研修室があります。

2 階には、講演会やコンサート、映画、演劇など幅広い用途で利用可能な大ホール、行事や会議などの用途に適した小ホールなどがあります。



②ゆめトピア長船周辺整備に大切なコンセプト

今後の計画として、ゆめトピア長船に長船町公民館が移転する予定となっており、ゆめトピア長船周辺は、長船町公民館の移転と整合性をもって整備する方向となります。ゆめトピア長船の周辺整備にあたっては、下記のコンセプトを取り入れることを検討し、全世代が利用可能な広場としての環境整備につなげます。

■ 全天候型の遊び場「こどもパーク」として整備する

- ◆乳幼児から小学生まで幅広い年齢の子どもたちが、遊ぶことを楽しめる広場を目指します。
- ◆市民からの希望が多い、屋内で遊べる環境を設けます。
- ◆ゆめトピア長船南側玄関前の付近に遊び場を整備することで、子どもを持つ保護者が
室外、室内、授乳室などを、有効に使用できるようにします。

■ まちなかで気軽に外遊びを楽しむことができる

- ◆のびのびと身体を動かして遊べる芝生広場や水や砂や木など、自然の素材で遊べる
広場を設けます。
- ◆手洗い場や足洗い場を設けます。
- ◆日陰を確保できるベンチなどを備えた休憩所を考えます。
- ◆乗り物遊具を楽しめる場を考えます。

■ 子ども向けの室内遊具の充実

- ◆室内でも身体を動かして遊べる遊具を設置します。
- ◆子どもが安心して遊べるように、安全性を確保します。
- ◆親子で楽しめる室内空間づくりを行います。

■ そこに行けば、人がいつもいる

- ◆そこに行けば、人がいつもいる広場が理想です。人がいるところに人は集まります。
- ◆子どもの遊びを、保護者だけでなく、みんなで見守ります。
- ◆訪れる子どもや大人の交流のきっかけをつくる場づくりを図ります。
- ◆外遊びを見守るスタッフが巡回します。

■ 大人がゆっくりできるスペース

- ◆座ってお茶を飲んだり、お弁当を食べたりできるスペースを確保します。
- ◆子育てやまちの情報を見たり、読んだりできる工夫をします。
- ◆大人同士が情報交換したり、交流できる工夫をします。

■ その他

- ◆ストックヤード（保管場所）を設け、外で使用する遊具や備品を保管します。
- ◆周辺に駐車場を整備し、必要な駐車台数を確保します。
- ◆歩行者通路は、着色して標示し安全性に配慮します。
- ◆誰もが利用しやすいトイレを設置管理することが必要です。

(3) 牛窓地域での外遊びの環境づくり

①牛窓地域での「こどもひろば」

牛窓地域では、これまでも牛窓海水浴場を会場に「こどもひろば」の取組を実施してきました。今後も海岸の地形や豊かな自然を活かした外遊びを中心に、「こどもひろば」の環境づくりを進めます。

②牛窓地域での環境づくりに大切なコンセプト

牛窓地域には、外遊びに魅力的な自然が豊富にあります。しかし、十分に活用できていとは言えません。外遊びを楽しむ環境づくりには、観光も視野に入れた体験の機会づくりと環境整備の両面が大切です。

■移動遊び場（プレーカー）での外遊び体験

- ◆地域と連携し、移動遊び場「どこでもこどもひろば」を開催します。
- ◆子どもや保護者、市民と協働して地域の外遊びマップ（地図）製作を企画します。
- ◆観光も視野に入れ、牛窓地域の特性を活かした外遊び体験を開発します。

■牛窓海水浴場での「こどもひろば」

- ◆現在は、年に1回（平日午前）の開催ですが、回数や時間、内容の充実を検討します。
- ◆牛窓海水浴場を会場に、スタッフやボランティアを対象にした養成講座を開催します。

(4) 地域の公園、児童遊園

①遊具や環境の状態確認

地域の公園、児童遊園の遊具等に関する維持管理は、各自治会に任されているのが現状です。少子高齢化がすすみ、施設や遊具の維持管理には、大きな労力が伴います。

現在、市内自治会管理の遊具の点検や修理の助成制度「地域児童遊園地遊具整備事業補助金」がありますが、利用者からは、「遊具が老朽化して満足に遊ぶことができない」、自治会からも「老朽化した遊具の扱いに困る」との声が届いています。

そこで、令和2年度から導入するプレーカーの運行による移動遊び場「どこでもこどもひろば」を開催する際に、地域の自治会、参加者（子どもを含む）と連携して遊具や環境の状態を確認し、子どもたちが安心して遊ぶことのできる環境づくりを図ります。

②今後の地域の公園、児童遊園について

今後の地域の公園、児童遊園のあり方については、市民からも長年に渡り提起されてきました。

地域が維持管理する公園や児童遊園の遊具等において、重大事故の原因につながる危険性がある場合には、点検や修理に加え、撤去も含めて対象とするなど、助成制度の充実を検討します。

地域の公園、児童遊園での外遊びを通じた「こどもひろば」の開催により、地域コミュニティの活性化を図ります。

第 5 章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 瀬戸内市こどもひろば推進協議会

本計画を着実に推進していくため、計画の進捗状況を毎年度、把握・点検するとともに、「瀬戸内市こどもひろば推進協議会」に報告し、「こどもひろば」を活用した子育て支援体制の充実を図るために必要な事項を検討していきます。

2 行政機関内部における連携

本計画は、全世代を対象に、市が進めていく「こどもひろば」の環境整備の目標や方向性を示すものです。

そのため、本市における他の関連計画との整合性を確保するとともに、「こどもひろば」推進の取組を総合的に進めていく横断的な庁内体制により、計画を推進します。

また、国、県、他自治体等との連携を強化しながら、施策や事業を計画的に実施していきます。

3 地域組織との連携強化

地域福祉や地域保健に携わる民生委員、児童委員、愛育委員、福祉委員、行政委員等との連携・協力を進めます。

更に、自治会、PTA、子ども会、放課後児童クラブ、老人クラブ、地域の子育てボランティアなどの地域組織との連携を図り、地域ぐるみで子育てを見守る環境づくりを進めます。

資料編

1 瀬戸内市こどもひろば推進協議会要綱

平成28年6月1日

告示第39号

改正 令和元年8月10日告示第58号

(設置)

第1条 子育て仲間が集う場所(以下「こどもひろば」という。)を活用した子育て支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図ることにより、安心して子どもを産み育てることができ、地域づくり、人づくりの基盤を作り、もって、「こどもひろば」の環境を整備することを目的として、瀬戸内市こどもひろば推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項についての検討等を行う。

- (1) 「こどもひろば」を活用した子育て支援体制の充実を図るために必要な事項
- (2) 「こどもひろば」の普及啓発及び情報交換
- (3) 「こどもひろば」の基本的指針及び基本計画に関する事項
- (4) 「こどもひろば」の関係機関及び団体等の連絡調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、子どもの保護者、子育て支援に関わる分野における学識経験者、関係機関等の代表者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(報償)

第8条 委員の報償は、予算の範囲内において別に定める。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年8月10日告示第58号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

2 瀬戸内市こどもひろば推進協議会委員名簿

	氏名	所属・役職名
会 長	上野 洋子	瀬戸内市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表
副会長	谷本 憲子	瀬戸内市社会福祉協議会事務局長
委 員	福池 正美	(前)瀬戸内市民生委員児童委員協議会副会長 (令和元年 11 月 30 日まで)
委 員	山崎 訓光	瀬戸内市民生委員児童委員協議会副会長 (令和元年 12 月 1 日より)
委 員	奥田 悦代	瀬戸内市愛育委員協議会会長
委 員	埜澤 増実	瀬戸内市栄養改善協議会会長
委 員	岡本 鶴子	瀬戸内地区更生保護女性会会長
委 員	中尾 博延	瀬戸内市老人クラブ連合会会長
委 員	林 弥生	長船町おやこクラブ会長
委 員	福池 滯	うさぎの学校代表
委 員	岡本みさ子	まどっこまんと（読み聞かせ）代表
委 員	川崎 貞江	瀬戸内市ボランティア連絡協議会会長
委 員	成 本 泉	子育てサロン（ゆめっ子）会長
委 員	小竹 俊作	特定非営利活動法人瀬戸内市体育協会事務局長
委 員	太田 顕子	特定非営利活動法人みんなの劇場・おかやま副代表理事
委 員	矢 納 陽	瀬戸内市 PTA 連合会会長
委 員	田淵 雅子	特定非営利活動法人あいあいの杜理事長
委 員	岡本 節夫	瀬戸内市 FOS 少年団連盟会長

3 策定経過

年	月 日	内 容
令和元年	11 月 14 日	第 1 回瀬戸内市こどもひろば推進協議会
令和 2 年	2 月 3 日	第 2 回瀬戸内市こどもひろば推進協議会
	2 月 20 日～3 月 11 日	パブリックコメントの実施
	3 月 27 日（中止）	第 3 回瀬戸内市こどもひろば推進協議会

4 関係法令

○子ども・子育て支援法（抄）

（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）
最終改正：平成元年 5 月 17 日法律第 7 号

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・

保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(平二九法五二・令元法七・一部改正)

○次世代育成支援対策推進法（抄）

(平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号)
最終改正：平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

○地域再生法（抄）

（平成 30 年 6 月 1 日法律第 38 号）
最終改正：平成 17 年 4 月 1 日法律第 24 号

（基本理念）

第二条 地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画
令和2年3月

発行	瀬戸内市
編集	瀬戸内市保健福祉部子育て支援課
	〒701-4264
	岡山県瀬戸内市長船町土師277番地4
	電 話0869-24-8015
	FAX0869-26-8002
